

市政トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

人の身分を証明するもの（免許証など）が必要になります。

※ 土・日曜日、祝日および平日の時間外は住所異動の届出はできません。

転入届：他の市区町村から高浜市への住所異動

届出期間：新住所に実際に住み始めた日から14日以内

必要なもの：転出証明書（旧住所地で発行）、印鑑、身分を証明するもの（免許証など）

転出届：高浜市から他の市区町村への住所異動

届出期間：あらかじめ転出前に届け出てください。

必要なもの：印鑑、身分を証明するもの（免許証など）

転居届：市内での住所異動

届出期間：新住所に実際に住み始めた日から14日以内

必要なもの：印鑑、身分を証明するもの（免許証など）

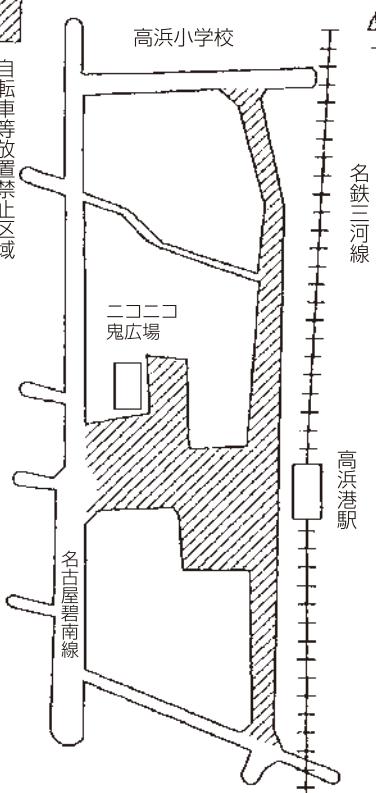
問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線 214・218)



◆高浜港駅周辺◆

自転車等放置禁止区域

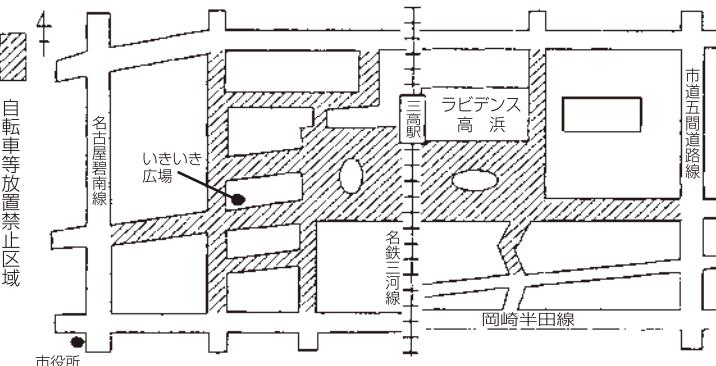


問合せ先

市役所市民生活グループ
☎ 52-11111 (内線 264)

駅前などに長期間放置された自転車は、通行の妨げになるなど大きな社会問題となっています。
11月1日(火)からの1か月間、放置自転車対策として、自転車利用者のモラル向上を目指し、県下一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーン啓発活動が実施されます。自転車は、盗難防止のためにも駅前広場や道路などに放置せず、自転車駐輪場を利用して、かららず施錠するようにしましょう。
市内の自転車等放置禁止区域は、図のとおりです。
皆さんのご協力を願っています。

◆三河高浜駅周辺◆



- ・届出場所：市民窓口グループ
- ・届出人：本人もしくは同一世帯の家族
- ※ 同一世帯の家族以外が窓口にお越しの場合、委任状と異動者本

転入届・転出届・転居届

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、子ども手当などの各種行政サービスの基礎となっています。

お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようになりますために、現住所で住民登録をしている方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。